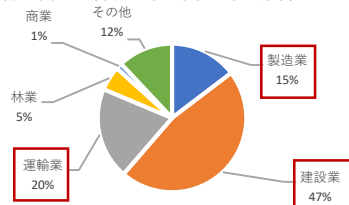


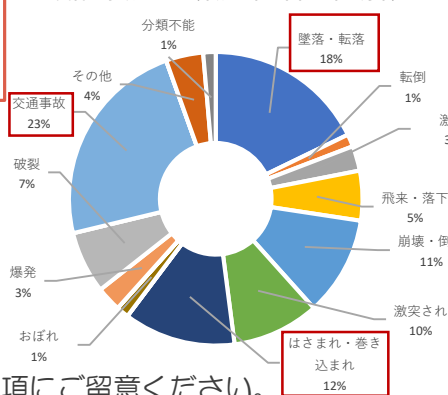
1 福井労働局内・敦賀労基署管内共に死亡災害多発中！！

14次防において、令和5年度の年間死亡者数を9人以下とすることを目指していたところ、令和5年9月末時点で、既に、10名の命が失われています。当署管内においても、今年に入り、既に、4名の命が失われており、過去10年間で最も多い事態となっています。

死亡災害・業種別（平成元年～令和5年9月末）



死亡災害・事故の型別（平成元年～令和5年9月末）



署長メッセージ 敦賀労働基準監督署 署長 野崎清隆

今年の労働災害での死亡者数は、人口比で福井県は全国比の3.3倍、敦賀署は全国比の7.5倍と異常な状況です。過去の教訓が生かされず同種災害が発生しています。本来労働災害はあってはならないもの。今一度、基本的ルールの遵守徹底を！

主要業種における事故の型別労働災害発生状況（休業4日以上の死傷者数）

業種	型別										計	
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏み抜き	おぼれ		その他
製造業	0	1	1	2	3	3	3	3	0	0	0	11
建設業	10	1	1	2	3	3	4	4	1	0	0	35
運輸貨物運送業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
小売業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
社会福祉施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金産業	13	1	2	4	8	7	9	0	0	0	0	75

特に、当署管内における同種災害の再発を防止するために、次の事項にご留意ください。

はさまれ、巻き込まれ防止

コンベヤー等の動力機械にかかる掃除・給油・検査・修理又は調整作業を行う際に、機械の運転を停止し、当該作業中である旨を記した看板を起動装置に設置する等の安全作業手順の徹底

爆発・火災防止

可燃性の粉じんや引火性のもの等の危険物がある場所において、アーク溶接を行う等点火源となるおそれのある機械の使用を禁止すること等火気取扱い留意事項の徹底

交通労働災害防止

トラック等の車両の運転時には、急発進、急ハンドル、急ブレーキを避け、交通法規を遵守して安全運転を行うことの徹底

仕事で労働者を失わないようにするための3つのアプローチ

- 労働災害の現状を把握し、我がこととしてとらえる
- 作業にひそんでいる危険はないか、今一度、点検・確認を
- 労働者を大事にする会社であり、仕事で死なせないことを表明し発信する

福井労働局としても、令和5年10月11日に各労働災害防止団体に対して、「死亡労働災害多発に伴う緊急対策の実施」を要請しています。

詳しくはこちらに →



2 11月は過重労働防止キャンペーンを展開します

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定めて、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取り組みを行います。

詳しくはこちらに →



キャンペーンとして行う「過重労働解消のためのセミナー」はこちらに →



3 足場にかかる省令改正が施行されました

改正のポイント

- 一側足場の使用範囲が明確化されます。
※幅が1m以上の箇所において足場を使用するとき、原則として一側足場ではなく、本足場を使用することが義務付けられます。（令和6年4月1日施行）
- 足場の点検時には点検者の氏名が必要になります。（令和5年10月1日施行）
- 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります。（令和5年10月1日施行）

例外等詳しくはこちらに →



足場の点検表はこちらに →



4 「受動喫煙防止対策助成金」のご案内について

健康増進法が改正され、2020年4月から原則屋内禁煙が義務化されています。職場での受動喫煙防止対策を行うにあたっては、既存特定飲食提供施設において費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」が適用になるため、ぜひご活用ください。

申請の締め切り：令和6年1月31日

※ 助成金の交付決定前に工事の発注、施工を行う場合は、原則として助成金の交付を受けることができません。

対象となる事業主

対象(1)～(4) すべてに該当する事業主が対象です。

- 1) 労働者数が10人以上の事業主
- 2) 労働者数が10人以上の事業主が労働者を雇用している
- 3) 労働者が10人以上を雇用している

対象となる事業主

事業主の種類	対象となる事業主	対象となる事業主
1) 法人	労働者数が10人以上の事業主	労働者数が10人以上の事業主
2) 個人事業主	労働者数が10人以上の事業主	労働者数が10人以上の事業主
3) 労働者派遣会社	労働者数が10人以上の事業主	労働者数が10人以上の事業主
4) 労働者派遣会社	労働者数が10人以上の事業主	労働者数が10人以上の事業主

補助対象となる事業主

事業主の種類	対象となる事業主	対象となる事業主
1) 法人	労働者数が10人以上の事業主	労働者数が10人以上の事業主
2) 個人事業主	労働者数が10人以上の事業主	労働者数が10人以上の事業主
3) 労働者派遣会社	労働者数が10人以上の事業主	労働者数が10人以上の事業主
4) 労働者派遣会社	労働者数が10人以上の事業主	労働者数が10人以上の事業主

詳しくはこちら ↓



助成内容

助成対象経費	助成率	上限額
上記1～3の経費にかかる工事費、設備費、材料費等	最大5割(補助金の申請額は1/3を超えないこと)	100万円

5 定期健康診断の有所見者率を抑えるために ～嶺南振興局二州健康福祉センター様から情報提供～

定食・弁当・惣菜には是非「ふくい100彩ごはん」の利用を！



福井県では、低塩分で野菜を多く使用したバランスのよい食事や惣菜を「ふくい100彩ごはん」として認証しています。
令和5年度は、県全体で224舗、嶺南地域で71店舗を認証予定です。

認証店舗は左記QRコード、もしくは と検索ください。



ふくい100彩ごはん

大豆製品も食べてね！

福井県には、「油揚げ」や「打ち豆」等の大豆製品をよく使う食文化があります。大豆は、コレステロールを増やさず、鉄やカルシウムを同時に補給できるたんぱく源です。
そこで県では、県内の栄養士・調理師学生、食生活改善推進員等から、大豆料理のレシピを募集し、大豆料理100品を選定しました。



できました！

ふくい100彩ごはん

大豆料理100

レシピ100
こちらからチェック↓
つくってみてください。

レシピはこちらのサイトから

Instagramも公開中!

監督署コメント： 定期健康診断の結果の有所見者率は、年々上昇しており、当署においては令和4年には7割を超えるに至っています。この上昇傾向は、労働者の高齢化や運動不足、食習慣の変化やストレスにあるといわれています。遺伝的な要素を変えることはできませんが、生活習慣に気を付けることで生活習慣病の予防につなげることはできます。健全な食生活を取り入れて、ご自身のためにも健康を維持しましょう。

6 労働者を雇ったら、労働保険に入る義務があります

正社員はもとより、パート、アルバイト、臨時を含めて労働者を1人でも雇用している事業主は、労働保険（労災・雇用）に加入する義務があります。労働者本人が同意しない場合や民間の保険に加入している場合もこの義務を免れることはできません。労働保険の加入手続きがなされていない場合は、速やかに加入手続きをお願いします。

11月は労働保険加入促進月間です →

